

第3節 平成25年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

(1) 取組方針の決定

平成25年度においても、政策評価・独立行政法人評価委員会では、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日 政策評価・独立行政法人評価委員会)に基づき、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととした。特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を行うこととした(図表50及び51並びに資料25参照)。

図表50. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

I 事務・事業の見直しの方針 (1. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針)

- これまで以上に厳しい見直し
- 特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討

<アクション>

- 「独立行政法人見直しの3原則」等の「経済財政改革の基本方針2007」、関連閣議決定その他の政府の改革方針を踏まえる
- 行政減量・効率化有識者会議、規制改革会議、官民競争入札等監視委員会等と連携する。 → P.7
- 多種多様な独立行政法人を通じて見直しの視点を網羅するものとして、平成18年度に定めた「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」を、今年度の見直し対象法人に対しても適用する。 → P.3

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

図表51. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針(見直しの視点)

事務・事業の見直しの視点

共通的な4つの見直しの視点 <基本的考え方> 法人の業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳入の縮減を図る。

① 業務の廃止・縮小・重点化	「官から民へ」の観点から徹底的に見直し(引き続き行う業務は、国の施策の重点化・効率化に対応したものに限定) 国の政策そのものの必要性、事業のニーズ・効果、コスト、収支改善の見込み等のチェック
② 経費の縮減・業務運営の効率化	上記①を検討した上で、経費の縮減の徹底・業務運営の効率化を検討 このため、例えば、(ア)業務縮小部門はもとより間接部門、出先機関等について整理合理化、(イ)原則一般競争入札の徹底、(ウ)業務の民間委託を検討
③ 自己収入の増加	サービスの有料化や料金水準の引上げなどによる受益と負担の関係を適正化、土地・建物等の資産について有効活用や売却等による、法人の自己収入の増加を検討
④ ディスクロージャーの充実	事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理などを検討

1 国の施策に対応した業務の重点化・効率化 2 収支改善と国民負担の縮減(業務実施コストの改善)

業務の類型ごとの見直しの視点 法人ごとに以下のような個別具体的な業務の性質や実態に即して検討

融資等業務	教育・訓練・研修業務	施設の設置・運営業務	助成業務	調査・研究開発業務
-------	------------	------------	------	-----------

※ 以上は、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」としてまとめられ、平成19年度以降も当面適用する事務・事業の見直しの視点である。

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

(2) 見直し作業

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 25 年度末に中期目標期間が終了する 14 法人を所管する 7 府省の主務大臣から平成 25 年 8 月末までに当該法人に係る見直し当初案の提出を受け、独立行政法人評価分科会において各府省のヒアリングを実施するとともに、各ワーキング・グループが中心となって見直し作業を実施した(図表 46 及び図表 47 参照)。

(3) 勧告の方向性による指摘等

独立行政法人評価分科会及び各ワーキング・グループにおける見直しのための審議を受け、政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 25 年 12 月 16 日に独立行政法人 14 法人に係る主要な事務・事業の見直しについて、「平成 25 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめ、各主務大臣に対して通知した。その概要は図表 52 に示すとおりである。

政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」 （概要）

〔平成25年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について〕

【勧告の方向性とは】

独立行政法人については、中期目標期間(3～5年)が終了する際、各主務大臣が法人の組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之(住友商事(株)相談役)、独立行政法人評価分科会長:宮内忍(公認会計士))は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、各主務大臣に通知します。

本年は、平成25年度末に中期目標期間が終了する14の独立行政法人等を対象に指摘を取りまとめています。

⇒ 見直しの具体例はP.1～2を、法人別の主な指摘事項はP.4～17を参照。

1. 見直しの具体例

(1) 法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し

- 日本学生支援機構(文部科学省)
 - ・ 第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を実施
- 海洋研究開発機構(文部科学省)
 - ・ 本法人の施設及び設備に基づく独自の役割を明確にした上で、真に担うべき研究に重点化
- 国立高等専門学校機構(文部科学省)
 - ・ 本法人本部がイニシアティブを取って、51校の国立高等専門学校の配置の在り方を見直し及び学科再編の実施
- 大学評価・学位授与機構(文部科学省)
 - ・ 本法人が実施する認証評価は、先導的役割に特化し、実施数を段階的に削減の上、将来的な廃止を含め、在り方を検討
- 労働者健康福祉機構(厚生労働省)
 - ・ 病院ごとに詳細な繰越欠損金の解消計画を策定するとともに、国立病院機構等の取組を参考とした経営改善を推進
- 医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)
 - ・ ドラッグ・ラグやデバイス・ラグの解消に向けて、新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の一層の迅速化
- 中小企業基盤整備機構(経済産業省)
 - ・ 地域の中小企業支援機関の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的実施機関として、より難易度が高く、専門性の高い業務に重点化
- 都市再生機構(国土交通省)
 - ・ 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」の内容を見直し、賃貸住宅ストックの圧縮に取り組むなど、賃貸住宅事業の見直しを実施
- 環境再生保全機構(環境省)
 - ・ 公害健康被害予防業務について、これまでの効果を検証の上、地域住民のぜん息の発症予防・健康回復に効果のある業務に重点化
- 日本司法支援センター(法務省)
 - ・ 司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、設置の必要性等を検証の上、必要な見直しを実施

など

(2) 業務実施体制の見直し

- 国立大学財務・経営センター(文部科学省)
 - ・ 独立した法人としてではなく、他の法人との一体的な業務実施について検討
- 国立病院機構(厚生労働省)
 - ・ 施設数(143病院等)や職員数(約7万人)などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討
- 年金・健康保険福祉施設整理機構(厚生労働省)
 - ・ (独)地域医療機能推進機構に改組され、病院を直営することになることから、委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を分析・検証し、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保
- 奄美群島振興開発基金(国土交通省及び財務省)
 - ・ 政策実施機能を更に向上させるため、日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方の検討を実施

など

(3) その他の見直し

- ◇ 具体的かつ定量的な目標設定(各法人共通)
- ◇ 内部統制の充実・強化(各法人共通)
- ◇ 運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した運営費交付金額の厳格な算定

など

平成25年度の見直し対象法人

所管府省(対象法人数)	法人名	備考
文部科学省(5)	日本学生支援機構	—
	海洋研究開発機構	—
	国立高等専門学校機構	—
	大学評価・学位授与機構	—
	国立大学財務・経営センター	—
厚生労働省(4)	労働者健康福祉機構	—
	国立病院機構	公務員型
	医薬品医療機器総合機構	—
	年金・健康保険福祉施設整理機構	—
経済産業省(1)	中小企業基盤整備機構	—
国土交通省(2)	都市再生機構	—
	奄美群島振興開発基金	※
環境省(1)	環境再生保全機構	—
法務省(1)	日本司法支援センター	準用法人

合計 14法人(独立行政法人13法人+準用法人1法人)

※ 奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成25年度末とされている。また、同法人の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

2. 「勧告の方向性」の主な指摘事項

○ 日本学生支援機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
<p>・ 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与</p> <p>・ 留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の支援等</p> <p>・ 学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等</p>	<p>常勤職員数 (人) 注1</p> <p>480</p>	<p>1. 貸与基準等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金の延滞率について、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることになる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の方が高く、また、同一の所得水準の世帯において、貸与金額の多い併用貸与者の延滞率が、貸与金額の少ない併用貸与者よりも高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を実施。
	<p>H25 予算 (億円) 注2</p> <p>24,653</p>		
	<p>H25 国の財政支出 (億円) 注3</p> <p>1,331</p>	<p>2. 適格認定制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金の継続貸与を受ける際の大学等の適格認定審査に関して、平成 23 年度認定で「警告」認定を受けたものを対象に、「適格基準の細目」に沿った認定の実施状況を調査した結果、不適切なケースが約 5%認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学等が適切な認定を行えるよう、認定基準を明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底するものとする。また、これらの措置をとったにもかかわらず、継続的に不適切な認定を行う大学等があった場合には、大学等の名称を公表する等による再発の防止。
	<p>支所等</p> <p>市谷事務所 駒場事務所 青海事務所 全国支部(7) 海外事務所(4)</p>		

○ 海洋研究開発機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
<p>・ 海洋に関する基盤的研究開発及び学術研究に関する協力等</p>	<p>常勤職員数 (人) 注1</p> <p>1,050</p>	<p>1. 役割の明確化及び研究内容の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究内容が幅広い分野にまたがり、かつ基礎的内容から応用・発展的内容にまで及んでいる。 他の研究機関の役割との競合が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人が保有する施設及び設備に基づく独自の役割を次期中期目標において明記。 その役割及び他の研究機関の研究内容を踏まえ、本法人が真に担うべき研究を次期中期目標において明記、当該研究に重点化。
	<p>H25 予算 (億円) 注2</p> <p>402</p>		
	<p>H25 国の財政支出 (億円) 注3</p> <p>363</p>	<p>2. 具体的な目標設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行中期目標については、評価の際に進捗状況等の検証が困難なものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成すべき内容や水準等を具体的に明記した上で、可能な限り定量的な指標を設定。
	<p>支所等</p> <p>研究所等(4) 支所(1)</p>		

○ 国立高等専門学校機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・国立高等専門学校の設置・運営	常勤職員数 (人) 注1	1. 国立高等専門学校のミッションの再整理 <ul style="list-style-type: none"> 国立高等専門学校は、高度経済成長期に中堅技術者の養成機関として設立されたが、その後、社会状況が大きく変化しているため、ミッションの再整理が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人本部がイニシアティブを取って、国立高等専門学校のミッションを再整理し、定量的かつ具体的な成果指標を設定。
	6,279		
	H25 予算 (億円) 注2	2. 学校の配置の在り方の見直し及び学科再編 <ul style="list-style-type: none"> 国立高等専門学校は 51 校が個別に設置された経緯があるが、その後、社会状況が大きく変化したため、51 校全体としてミッションを達成していくために、教育体制の見直しが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人本部がイニシアティブを取って、51 校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編の実施。
	1,105		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3		
589	3. 監事監査体制等の充実 <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、国立高等専門学校が 51 校、非常勤職員を含めた職員数が約 1 万人という比較的規模の大きな組織であるが、常勤監事が置かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤監事を置き、監事監査体制を強化。あわせて、本法人本部における監査体制の充実。 	
支所等			
竹橋オフィス 全国 51 校			

○ 大学評価・学位授与機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・大学等の教育研究活動等の評価及び結果の公表 ・学位の授与	常勤職員数 (人) 注1	1. 認証評価事業の先導的役割への特化 <ul style="list-style-type: none"> 個々の教育機関に対して実施する認証評価について、現在の認証評価制度が開始された平成 16 年度以降、文部科学省の認証を受けた複数の民間認証評価機関が評価を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化し、特に、民間認証評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるようにするための取組を実施。 本法人自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含め、在り方を検討。
	126		
	H25 予算 (億円) 注2	2. 学位授与事業の運営費交付金負担割合の見直し <ul style="list-style-type: none"> 学位授与事業のうち単位積み上げ型について、個人の申請に基づき学位を授与するものであるが、運営費交付金の負担割合が約 7 割に上り、手数料収入で当該経費を賄うことができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料収入の引上げやコスト縮減により運営費交付金の負担割合を下げ、削減目標を設定。
	16		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3		
12	3. 「大学ポートレート (仮称)」運営に係る目標の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度より「大学ポートレート (仮称)」の運営が本法人の新たな業務となることが検討されているが、その運営方針の決定に当たって、大学コミュニティ関係者により構成される運営委員会と、事業の実施主体となる本法人との役割分担は現段階でも検討中である。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会と本法人との役割分担を明確化した上で、具体的な成果目標を設定し、毎年度厳格な検証を実施。 	
支所等			
竹橋オフィス			

主な業務	基本情報	「報告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の貸付け及び交付等	常勤職員数 (人)注1	1. 組織形態の見直し <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人等を対象とする融資等業務に特化したことで業務量が減少している。また、法人全体として裁量の余地のない業務の割合が高くなっている。さらに、現在は管理部門の職員の比率が相対的に高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立した法人としてではなく、他の法人との一体的な業務実施について検討。
	16		
	H25 予算 (億円)注2	2. 施設費貸付事業選定の考え方及び指標の見直し <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、各国立大学法人が行う国立大学附属病院整備について、公的資金である財政融資資金を財源として施設費貸付事業を行っているが、国が対象事業を選定する際、国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を必ずしも明確に確認できる考え方及び指標になっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を明確に確認できるものになるよう、施設費貸付事業選定の考え方及び指標について見直しを実施。
	1,588		
	H25 国の財政支出 (億円)注3		
3	支所等		
東京連絡所			

主な業務	基本情報	「報告の方向性」の主な指摘事項		
		問題意識	指摘のポイント	
・労災病院等の設置・運営	常勤職員数 (人)注1	1. 労災医療と地域医療における役割 <ul style="list-style-type: none"> 労災病院は、労災患者比率が4%程度まで低下するなど、量的にはその役割が縮小している。一方で、労災医療と一体として提供している地域医療における役割が相対的に増している。 	<ul style="list-style-type: none"> 次期中期目標においては、地域医療への貢献についても本法人が果たすべき役割を明確にし、地域の実情に応じた医療を的確に提供。 	
	15,609			
・産業保健推進センター事業	H25 予算 (億円)注2	2. 経営改善 <ul style="list-style-type: none"> 労災病院事業は、平成24年度末時点で32病院のうち18病院が赤字、繰越欠損金残高は380億円となっており、経営改善が進んでいない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部主導の下、病院ごとに詳細な繰越欠損金の解消計画を策定。また、国立病院機構等の取組を参考として経営改善を推進。 	
	3,297			
・未払賃金の立替払事業	H25 国の財政支出 (億円)注3	3. 次期中期目標における新たな目標設定等 <ul style="list-style-type: none"> 現行中期目標では、労災病院全体として目標値を設定しているが、病院ごとの目標管理が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 次期中期目標では、各病院の機能・運営環境に応じて設定可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書に記載。 	
	286			
支所等 労災病院(32)等		4. 産業保健三事業の一元化 <ul style="list-style-type: none"> 産業保健推進センター事業、地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業を一元化するに当たっては、事業規模が拡大することがないよう運営すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除。また、次期中期目標において、ワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記。 	
		5. 管理業務の本部等への集約化 <ul style="list-style-type: none"> 管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部等へ集約化する余地がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 施設数(32病院等)や職員数(約2万人)などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。

○ 国立病院機構

厚生労働省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・医療の提供 ・医療に関する調査・研究 ・医療に関する技術者の研修	常勤職員数 (人) 注1	1. 地域医療への更なる貢献 ・ 今後は、地域において医療の提供に課題のある分野へ一層貢献していくため、各病院における地域の課題の解決についての貢献度が問われるのではないかと。	・ 都道府県が定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用し、地域の課題解決に貢献するとともに、その貢献度について業務実績報告書に記載。
	58,471		
	H25 予算 (億円) 注2	2. 管理業務の本部等への集約化 ・ 管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部等へ集約化する余地がある。	・ 施設数（143 病院等）や職員数（約 7 万人）などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。
	9,916		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3		
	233		
支所等			
国立病院 (143) 等			

○ 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済	常勤職員数 (人) 注1	1. 新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の迅速化等 ・ 平成 23 年度末現在、ドラッグ・ラグが 6 か月、デバイス・ラグが 23 か月となっており、これらを早期に解消し、新医薬品や新医療機器をより早く国民に提供することが望まれる。	・ 次の取組を行うことにより、審査を一層迅速化。 ① 新医療機器に係る審査の的確な進行管理 ② 企業のニーズを的確に把握し、相談業務の在り方について適時の見直し ③ 治験の推進など開発ラグの解消に資する取組への積極的な支援、協力
	702		
・薬事法に基づく医薬品、医療機器等の承認審査	H25 予算 (億円) 注2	2. その他の医薬品及び医療機器に係る審査事務の迅速化等 ・ 新医薬品及び新医療機器よりも申請数が多い後発医療用医薬品、改良医療機器等の中には、審査期間が短縮していないものや現行の審査期間の目標値を達成していないものがある。	・ 現行よりも短縮した数値目標を設定することや古い申請案件を集中的・計画的に処理することにより、審査を一層迅速化。
	369		
・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・分析・提供	H25 国の財政支出 (億円) 注3	3. 医薬品副作用被害救済制度の効果的な周知等 ・ 本制度は一般国民の認知度が低い（約 5%）ことに加え、医療関係者の認知度も必ずしも高くない（約 50%）状況にある。	・ 効果的な周知を行うために、今後は医療関係者を通じた患者への周知対策を重点的に実施。
	18		
	支所等	4. 組織・体制を強化する上で必要な取組 ・ 閣議決定等により、本法人の体制が強化される方向にあるが、現状の業務プロセス等における課題の分析・検証状況等が明確でない。	・ 体制を強化するに当たっては、部門ごとに現状の業務プロセスや実施体制における課題を分析・検証することにより、課題解消のために必要な改善計画を策定し、これに基づき改善。
	-		

○ 年金・健康保険福祉施設整理機構

厚生労働省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・年金福祉施設等の譲渡・廃止 ・(独)地域医療機能推進機構への改組準備	常勤職員数(人) ^{注1} 21	1. 地域医療への取組等 ・新法人が直営することとなる病院事業については、地域で必要とされる医療の提供等をミッションとしていることから、地域の実情に応じた医療の提供が必要である。	・地域医療に積極的に貢献するため、各病院において効率的・効果的な医療提供体制を構築した上、地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供。
	H25予算(億円) ^{注2} 343		
	H25国の財政支出(億円) ^{注3} -	2. 経営改善への取組 ・平成24年度決算では、改組後に直営する57病院のうち、14病院が赤字病院となっていることから、個々の病院における経営改善が必要である。	・個々の病院の実情に応じた具体的な経営改善計画を策定し、次期中期目標にその旨を明記。
	支所等		
	サテライトオフィス(1)	3. 次期中期目標における新たな目標設定等 ・病院を直営するに当たっては、各病院と本部との役割を明確にし、地域への貢献度、医療の質、機能の向上等を測るための指標・目標の設定が必要ではないか。また、本部が各病院の目標管理を行う必要がある。	・次期中期目標では、少なくとも次の事項を明記し、病院ごとの実績を業務実績報告書に記載。 ① 地域医療への貢献度を測る指標 ② 臨床評価指標 ③ 治験の推進に係る具体的な取組方針及び目標
	4. 新法人の組織・体制の構築 ・病院等の委託運営を行っていた時期に、複数の病院において、不適切な会計処理等の問題が発生している。	・委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を分析・検証し、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保。	
		5. 管理業務の本部等への集約化 ・管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部等へ集約化する余地がある。	・改組後の施設数(57病院等)や職員数(約2万人)などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。

○ 中小企業基盤整備機構

経済産業省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・ビジネスマッチング、ファンド組成、インキュベーションによる事業化支援 ・支援機関の支援機能の向上や支援機関職員等に関する研修の実施 ・経営力強化等に役立つノウハウ等の情報提供 ・再生協議会支援、再生ファンド、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、震災復興支援等	常勤職員数(人) ^{注1} 791	1. 地域支援機関との連携・協働による助言・支援業務の重点化 ・新たな中小企業政策に対応した中小企業の支援ニーズの増大に対して、限りある経営資源で業務の質を確保する必要がある。	・助言・支援業務により培った支援ノウハウの地域支援機関への移転を進めるなどにより、引き続き地域支援機関の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的実施機関として、より難度が高く、より専門性の高い業務に重点化。
	H25予算(億円) ^{注2} 14,442		
	H25国の財政支出(億円) ^{注3} 233	2. ファンド出資事業の情報開示 ・ファンド出資の損失累計額について、情報開示が消極的である(損益計算書による単年度データのみ)。	・政府出資金を原資とする事業の適切な評価に資するため、出資履行金額、分配金額、出資金損益の年度データ及び累計データを事業報告書で明示。
	支所等		
	地域本部等(10) 中小企業大学校(9)	3. 中期目標の明確化 ・現在の成果目標が、支援等の最終的成果を測るものとなっていない。	・中小企業の海外展開支援事業及びインキュベーション事業について、従来のアウトプット目標等に加え、我が国の経済成長への貢献度を測るアウトカム目標を設定。

○ 都市再生機構

国土交通省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等 ・都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等 ・ニュータウン整備事業等の実施（経過業務）	常勤職員数（人）注1	1. 賃貸住宅ストックの圧縮 ・ 本法人は賃貸住宅部門を中心に約 11 兆円の借入金があり、今後の金利上昇リスク等の回避及び人口の減少に伴う将来の賃貸住宅需要の低下に対応するため、賃貸住宅部門に係る資産（賃貸住宅ストック）及び負債を圧縮する必要がある。 ・ しかし、その資産（賃貸住宅ストック）の具体的な取組方針である「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」については、平成 19 年度以降見直されていない。	・ 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」については、更なる経営改善のため、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、次期中期目標期間中に同方針の内容の見直しを実施。
	3,381		
	H25 予算（億円）注2	2. ニュータウン整備事業の見直し ・ ニュータウン整備事業については、現中期目標等において、平成 30 年度までに土地の供給・処分を完了することになっているが、21～24 年度の同事業用地の供給・処分実績は、各年度の計画目標の 6 割にとどまっている。 ・ 完了期限（平成 30 年度）後の賃貸用地（企業向け施設用地等）の管理方針が策定されていない。	・ ニュータウン整備事業について、期限（平成 30 年度）までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進。 ・ 期限終了後の賃貸用地（企業向け施設用地等）については、次期中期目標において、管理・処分に関する基本的考え方を明記。あわせて、その具体的な管理・処分方針を策定。
	21,261		
	H25 国の財政支出（億円）注3	3. 技術研究所の在り方の抜本的見直し ・ 技術研究所について、国土交通省所管の独立行政法人に類似の機能を有すると思われる建築研究所等がある状況で、機構として独自に研究所を持つ必要性があるのか。	・ 技術研究所で実施している調査研究については、技術的に同研究所以外で実施できないものは限られており、同研究所の規模の縮小が可能。 ・ 同研究所については、独立行政法人建築研究所との統合を含めた連携強化を一層推進するなど、その在り方の抜本的な見直しを実施。
388			
支所等	本部（3） 支社（6） 技術研究所（1） 事業本部（3） 都市開発事務所（4） 営業所（3） 震災復興支援局（2）		

○ 奄美群島振興開発基金

国土交通省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け ※奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき設立されており、同法の期限は平成 25 年度末とされている。	常勤職員数（人）注1	1. 法人の業務内容の見直し ・ 奄美群島振興開発特別措置法が平成 25 年度末に期限切れになることから、国土交通省の奄美群島振興開発審議会において、本法人を含めた奄美群島の振興開発に関して今後採るべき措置について審議され、本年 7 月に意見具申が取りまとめられた。 ・ 本法人と類似の業務を行う機関として、保証業務では鹿児島県信用保証協会、融資業務では日本政策金融公庫があることから、これら機関との統合の可能性も含め役割分担等を検討する必要がある。	・ 奄美群島振興開発特別措置法が平成 25 年度末に期限切れになることから、政策実施機能を更に向上させるため、日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方について検討を実施。
	18		
	H25 予算（億円）注2	2. 保証業務及び融資業務の見直し ・ 本法人は、平成 24 年度末現在、57 億円の繰越欠損金を有し、リスク管理債権の割合も 53% と高い状態となっている。 ・ 今後の奄美群島経済を支えていく可能性を有する新たな産業分野の育成支援などの要望等を踏まえ、例えば、世界自然遺産登録を視野に入れた観光関連施設等に対する長期・多額の支援を検討する必要がある。	・ 保証・融資業務について、多額の繰越欠損金及びリスク管理債権比率が極めて高いことを踏まえ、①審査の強化及び債権管理の徹底、②奄美群島の経済情勢を踏まえた融資・保証の限度額等の条件設定などの措置を実施。
	29		
	H25 国の財政支出（億円）注3	3. 財務内容の改善 ・ 現状、本法人において繰越欠損金の削減に関する具体的な計画は策定されていない。 ・ 繰越欠損金を早期に解消するため、計画的な削減を進めるとともに、繰越欠損金の削減の進捗状況について評価を行うことができるようにする必要がある。	・ 繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、次期中期目標に削減目標を明記するとともに、具体的な繰越欠損金解消計画を策定し、公表。
2			
支所等	徳之島事務所 沖永良部事務所		

○ 環境再生保全機構

環境省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・ 公害に係る健康被害の補償及び予防 ・ 民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援 ・ 廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 ・ アスベスト(石棉)による健康被害の救済	常勤職員数(人)注1 142	1. 存在意義の明確化 ・ 事業者からの徴収、積立て、出えん、政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の資金を受け入れ、適正に分配することを基本として各業務を実施している。法人の行う業務の必要性等について、国民の理解をより一層深めることが必要である。 2. 承継業務の業務量減への対応 ・ 次期中期目標期間中には、独法移行時に承継した業務のうち正常債権の回収については、大部分が終了する見込みであり、また、管理を要する債権についても順次減少していく見込みである。 3. 公害健康被害予防業務の見直し ・ 現行中期目標期間において、予防事業の効果をアンケート等で取りまとめ、都道府県等へ情報提供している。これを踏まえ、効果のある事業に重点化する必要がある。	・ 法人の業務について、環境省の政策目標や業務を取り巻く現状を中期目標に記載の上、本法人の必要性とその役割を明確化。 ・ 業務量減に応じた組織の縮減を検討し、次期中期目標期間終了時までには結論を得ること。 ・ 公害健康被害予防業務について、現行中期目標期間までの事業効果を見極め、地域住民のぜん息の発症予防・健康回復に効果のある事業に重点化。
	H25 予算(億円)注2 773		
	H25 国の財政支出(億円)注3 212		
	支所等 大阪支部 (H25 年 6 月廃止)		

○ 日本司法支援センター

法務省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・ 資力が乏しい者を対象にした無料法律相談や訴訟代理費用の立替え等を行う民事法律扶助業務 ・ 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために、地域事務所の設置等を行う司法過疎対策業務 ・ 国選弁護士候補等の指名及び裁判所への通知等を行う国選弁護等関連業務	常勤職員数(人)注1 947 (うち常勤弁護士247)	1. 独法通則法の枠組みに沿った目標等の明確化 ・ 独法通則法が準用されていることから、事務及び事業の必要性のみを説明するのではなく、総合法律支援を実現するための具体的な目標設定が必要である。 2. 民事法律扶助立替金の管理・回収 ・ 発生年度ごとの立替金の回収状況を見ると、償還開始初年度から3年間のうちに償還される金額は、免除額を除く各年度の立替金額の約7割を占めているものの、当該期間における回収率は横ばいの状況であり、これまでに実施した取組の効果が現れているとは言い難い。 3. 司法過疎地域事務所における業務量の把握・分析 ・ 本来把握すべき司法過疎地域事務所ごとの処理件数を把握していないことから、業務量に応じた事務所の設置等が行われていないのではないかと。	・ 次期中期目標において、本法人が実施する事務及び事業の必要性のみでなく、身近で頼りがいのある司法を実現するための目標や達成すべき水準を具体的かつ定量的に設定。 ・ 立替金の回収については、これまで実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用し、より効率的かつ効果的な取組を実施。 ・ 本部において司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、設置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、これを踏まえた必要の見直しを実施。
	H25 予算(億円)注2 453		
	H25 国の財政支出(億円)注3 310		
	支所等 地方事務所(50)支部(11)出張所(12)地域事務所(36)		

注1 「常勤職員数」(任期付きの常勤職員を含む。)は平成25年4月1日現在の数値である(日本司法支援センターは平成25年1月1日現在)。

注2 「H25 予算」は、各法人の当初予算ベースの平成25年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等(他勘定への繰入れを含む。)

注3 「H25 国の財政支出」は「平成25年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による(日本司法支援センターについては、平成25年度計画(平成25年度予算)の運営費交付金、受託収入、補助金等収入の合計額を記載している。)

(4) 見直し内容の決定及び新中期目標等への反映

平成 25 年度に見直しを行った独立行政法人 14 法人について、各主務大臣は、勧告の方向性を踏まえ、その趣旨が反映された主要な事務及び事業の見直し案(以下「見直し最終案」という。)を策定し、公表した。

見直し最終案を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものとなっているか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成 26 年3月 13 日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標等の審議を行ったが、結果として、各府省において策定された新中期目標等は、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。